

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

### 静岡県教育委員会規則第9号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年静岡県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章・第2章（略） 第3章 中学校 第4章～第7章（略） 附則 （公立小中学校以外の公立学校の設置等） 第2条（略） （公立小中学校の設置等） 第3条（略） （分校の設置） 第6条 法第4条及び令第23条の規定により高等学校、特別支援学校若しくは幼稚園の分校の設置について認可を申請するとき、又は令第25条の規定により小学校若しくは中学校の分校の設置について届出をするときは、規則第7条に規定する書類及び図面のほか、第2条第1項各号に掲げる書類及び図面を添えてしなければならない。 2・3（略） 第3章 中学校 （準用規定） 第16条 第14条及び第15条の規定は、中学校に、これを準用する。	目次 第1章・第2章（略） 第3章 <u>中学校及び義務教育学校</u> 第4章～第7章（略） 附則 （公立小中学校等以外の公立学校の設置等） 第2条（略） （公立小中学校等の設置等） 第3条（略） （分校の設置） 第6条 法第4条及び令第23条の規定により高等学校、特別支援学校若しくは幼稚園の分校の設置について認可を申請するとき、又は令第25条の規定により小学校、 <u>中学校若しくは義務教育学校</u> の分校の設置について届出をするときは、規則第7条に規定する書類及び図面のほか、第2条第1項各号に掲げる書類及び図面を添えてしなければならない。 2・3（略） 第3章 <u>中学校及び義務教育学校</u> （準用規定） 第16条 第14条及び第15条の規定は、 <u>中学校及び義務教育学校</u> に、これを準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この改正は、平成30年4月1日から適用する。